

改正

平成12年3月27日条例第30号

平成13年3月19日条例第4号

平成14年12月24日条例第36号

平成17年3月25日条例第21号

平成24年3月19日条例第14号

平成25年12月17日条例第41号

平成26年12月19日条例第40号

平成30年12月21日条例第33号

令和元年12月20日条例第45号

行橋市水道事業給水条例

行橋市水道事業給水条例（昭和34年行橋市条例第4号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第13条）

第3章 給水（第14条—第23条）

第4章 料金及び手数料（第24条—第34条）

第5章 管理（第35条—第40条）

第6章 貯水槽水道（第41条—第42条）

第7章 補則（第43条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、行橋市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、行橋市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年行橋市条例第13号）第3条第2項第1号に定める区域とする。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込にあたり市長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担並びに施設分担金)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

2 給水装置の新設等の申込者は、前項に規定する費用のほか、次に掲げる口径別納付金に100分の110を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、1,000円未満の端数は、1,000円に切り上げる。

メーター口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150以上
納付金 (千円)	100	300	720	960	2,400	4,320	12,000	26,400	72,000

3 口径別納付金の納入に関し必要な事項は、別に市長が定める。

4 宅地造成又は集合住宅等の建設、会社、工場、事務所、官公署、学校、病院、店舗等でメーター口径20ミリメートル以上を必要とする場合で上水道より給水を受けようとする者は、水道施設

等の費用分担をしなければならない。

5 水道施設等の費用分担の徴収基準その他必要な事項については、別に市長が定める。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により、市長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込の拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。

(工事費の予納)

第10条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りではない。

2 第7条第1項の規定により、指定給水装置工事事業者が施行する工事については、前項の規定にかかわらず、前条第1項第4号道路復旧費の概算額を予納しなければならない。

3 前2項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(工事費の分納)

第11条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、市長が定めるところにより、市長の承認を受けて、3箇月以内において分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第12条 第7条各項の規定により、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

2 前項において配水管より止水栓までは、当該工事費の負担の有無にかかわらず、その所有権は、市に移譲するものとする。

(給水装置の変更等の工事)

第13条 市長は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

2 前項の場合においてその工事に要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込)

第15条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、市長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも又同様とする。

(管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第18条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 市長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置に市のメーターを設置することができる。
- 3 メーターは給水装置に設置し、その位置は市長が定める。
- 4 メーターの位置が管理上不適当となったときは、市長は所有者又は使用者の負担においてこれを変更改善させることができる。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、これを水道使用者等に設置させることがある。

- (1) 使用予定水量に比し、著しく大きな口径のメーターを必要とするとき。
- (2) 1使用場所で2個以上のメーターを必要とするとき。
- (3) その他市長が定めるとき。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、市長の指定する市職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4 市長は、第1項の管理義務を怠った者に対し、水道水の汚染防止又は障害除去のための必要な措置をとることを指示することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 市長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、別表により算出した額とする。

(料金の算定)

第26条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により水道を使用するとき。
- (5) メーターが設置されていないとき。

2 前項の場合における使用水量は、前3箇月間の使用水量、その他の事情を考慮して認定する。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

(無届使用に対する認定)

第29条 前使用者の給水装置を市長に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

第30条 削除

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、納入通知書又は口座振替その他の方法により毎月徴収する。ただし、市長が必要があると認めたときは、この限りではない。

2 水道の使用をやめた場合であっても、その届出がないときは、料金を徴収する。

3 給水装置を廃止し、又は中止した場合の料金は、随時これを徴収する。

(手数料)

第32条 手数料は、次の各号の区別により申込者から申込の際これを徴収する。ただし、市長が特

別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

(1) 第5条の新設、改造、修繕又は撤去の工事の申込をするとき。

1件につき 100円

(2) 第7条第1項の工事を施行するとき。

設計金額（第12条第2項にかかる工事費を除く。）

50,000円未満 3,000円

50,000円以上100,000円未満 6,000円

100,000円以上150,000円未満 9,000円

150,000円以上200,000円未満 12,000円

200,000円以上250,000円未満 15,000円

250,000円以上300,000円未満 18,000円

300,000円以上 21,000円

(3) 第7条第2項の設計審査（材料の確認を含む。）及び工事の検査をするとき。

設計金額（第12条第2項にかかる工事費を除く。）

50,000円未満 3,000円

50,000円以上100,000円未満 6,000円

100,000円以上150,000円未満 9,000円

150,000円以上200,000円未満 12,000円

200,000円以上250,000円未満 15,000円

250,000円以上300,000円未満 18,000円

300,000円以上 21,000円

(4) 第21条第2項の消防演習の立会をするとき。

1回につき 300円（ただし、勤務を要しない日、休日及び勤務時間外は5割増とする。）

(5) 道路占用の申請をしたとき。

1件につき 500円

(6) 各種証明手数料

1件につき 300円

(7) 給水装置工事事業者指定手数料及び更新手数料

1件につき 8,000円

2 前項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(料金、手数料等の軽減又は免除等)

第33条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他この条例によって納入すべき金額を軽減、免除、分納又は延納することができる。

(督促)

第34条 第9条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、第32条の手数料、第39条並びに第40条の過料を納期限内に納めないときは、期限を指定して督促する。

2 前項により督促したときは、手数料100円を徴収する。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものではないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第37条 市長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 家屋の焼失、破損その他の事故のため、一時給水の必要がないと認めるとき。
- (2) 水道の利用者が第9条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金、又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (3) 水道の利用者が正当な理由がなく第26条の使用水量の計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。

- (4) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 市長は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第39条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
(2) 正当な理由がなく、第18条第3項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
(4) 第25条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第41条 市長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正前の行橋市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込、届出、その他の手続は、改正後の行橋市水道事業給水条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (平成12年3月27日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条から第8条までによる改正後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (平成14年12月24日条例第36号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の行橋市水道事業給水条例の規定は、平成17年6月1日以後の水道料金から適用し、同日前までの水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月19日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月17日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行橋市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第6条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける申込みに係る口径別納付金について適用し、施行日前に受けた申込みに係る口径別納付金については、なお従前の例による。

3 新条例別表1の規定は、平成26年5月1日以後の水道料金から適用し、同日前までの水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月19日条例第40号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日条例第33号）

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定の施行の日から施行する。

附 則（令和元年12月20日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第25条関係）

種別	用途	料率	基本料金（1月につき）		超過料金（1月につき）	
		水量 (m^3)	料金 (円)	区分	(円/ m^3)	
専用	一般用	8	1,570	9 m^3 から15 m^3 まで	200	
				16 m^3 から25 m^3 まで	210	
				26 m^3 から50 m^3 まで	220	
				51 m^3 から100 m^3 まで	240	
				101 m^3 から500 m^3 まで	260	
				501 m^3 を超えるもの	280	
	湯屋用	200	19,900	201 m^3 から500 m^3 まで	260	
				501 m^3 を超えるもの	280	
	工業用	500	99,500	501 m^3 を超えるもの	280	
	特別 用	消火栓用	演習1回につき1,880円/5分			
臨時用		575円/ m^3				

共用	1世帯につき8 m ³ まで	1,570	9 m ³ から15 m ³ まで	200
			16 m ³ から25 m ³ まで	210
			26 m ³ から50 m ³ まで	220
			51 m ³ から100 m ³ まで	240
			101 m ³ から500 m ³ ま で	260
			501 m ³ を超えるもの	280

備考

- (1) 「一般用」とは、家事の用に水道を使用するもの、官公署等公共的に水道を使用するもの、料理店等営業の用に水道を使用するもの及び次号から第5号までに該当しないその他の用に水道を使用するものをいう。
- (2) 「湯屋用」とは、一般公衆浴場の営業の用に水道を使用するものをいう。
- (3) 「工業用」とは、工場及びこれらに付随する施設の用に水道を使用するものをいう。
- (4) 「特別用」とは、消防演習用及び建設工事現場、仮設演芸場等臨時の用に水道を使用するものをいう。
- (5) 「共用」とは、2戸以上で共用し、家事の用に水道を使用するものをいう。